

# 訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和8年6月1日)

## 事業所の概要

事業所名	のなみ訪問看護ステーション
所在地	名古屋市天白区福池2-362-2
管理者の氏名	石川 美保
電話番号	052-895-5806
FAX番号	052-899-1558
介護保険事業所番号	2361690015

## 1 事業の目的と運営方針等

### (1) 事業の目的

『受け手になったときに安心できる医療システムの構築』という法人の目的の一環として、在宅療養者のQOLの向上に寄与する訪問看護サービスの理想を追求します。

### (2) 運営方針

サービス利用者、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者のQOLを低下させることなく、利用者のQOLの改善を目指すために、一つ一つの要求に丁寧に答えながら、そのニーズを満足させることが可能になるように努めます。

### (3) ご利用者様の個人情報の取り扱いについて

のなみ訪問看護ステーションでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

### (4) 事業所の情報開示について

ご利用者様及びご家族の要望があれば、事業計画等の情報を開示致します。  
またインターネットを通じて随時当事業所や当法人の方針を発信しています。

<http://www.aichisin.jp/nonami-s/> 又は <http://www.aichisin.jp/>

### (5) 24時間対応体制について

のなみ訪問看護ステーションでは、ご利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24時間体制でお電話等による対応をしています。必要に応じて看護師の訪問や他の医療機関への連絡対応などをいつでも行います。

### (6) サービスの特徴

事項	内容
ケアカンファレンス	毎週全職種が参加するケアカンファレンスを行っています。
従業員研修	当法人は、各種研究会での発表を積極的に行っています。

## 2 従業員の職種、員数、職務の内容

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者及びサービス提供責任者	看護師	1	0	1	管理者 訪問看護
事務職員		0	2	2	
訪問看護サービス従業員	看護師	3	2	5	
	准看護師	0	0	0	
訪問リハサービス従業員	理学療法士	0	3	3	
	作業療法士	0	1	1	
	言語聴覚士	0	2	2	
合計		4	10	14	

### 3 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び年末年始を除く毎日
営業時間	8：30～17：30
緊急時の対応のため24時間体制をとっています。	

### 4 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

	内 容
訪問看護 及び 介護予防 訪問看護	ア) 療養生活や、介護方法についての相談 イ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 ウ) リハビリテーション エ) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理など医療的処置 オ) ガン、難病、認知症(痴呆症)の方の看護 カ) その他
訪問リハ	リハビリテーションの評価、指導、実践
訪問看護 計画作成	主治医の指示並びに利用者に関わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行ない、援助の目標に応じ具体的なサービス内容を定めた看護計画を作成します。

### 5 通常の事業の実施地域

通常サービスを提供する地域
天白区) 緑区) 南区) 瑞穂区) 千種区) 昭和区) 名東区) の全域

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

### 6 利用者負担金

#### (1) 利用者負担金

サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格者証、介護認定の有無及び介護認定の有効期間)を確認させていただきます。非保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

また、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

【サービス費】 ※1単位11.05円 ※要支援の方は、[ ]の単位数

◇看護師が訪問看護を行った場合

20分未満 314単位 [303単位]

30分未満 471単位 [451単位]

30分～1時間未満 823単位 [794単位]

1時間～1時間30分未満 1,128単位 [1,090単位]

◇理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合(1日につき)

20分 294単位 [284単位]

40分 588単位 [568単位]

60分 795単位

①利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び報告書について、連携し作成すること。  
②訪問看護計画書及び報告書の作成にあたり、利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者に説明し、同意を得ること。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

#### 【加算について】

◇サービス提供体制強化加算 6単位/回

◇初回加算 300単位/月(退院日訪問は350単位/月)

◇退院時共同指導加算 600単位/回

◇緊急時訪問看護加算 600単位/月 ※区分支給限度基準額の算定対象外

- ◇特別管理加算（Ⅰ）500単位／月：（Ⅱ）250単位／月 ※区分支給限度基準額の算定対象外
- ◇ターミナルケア加算 2,500単位／回
- ◇1時間30分以上の訪問看護 300単位／回
- ◇2人以上による訪問看護 30分未満 254単位／回、30分以上 402単位／回
- ◇早朝（午前6時～午前8時）25%加算
- ◇夜間（午後6時～午後10時）25%加算
- ◇深夜（午後10時～午前6時）50%加算
- ◇介護職員等処遇改善加算 総単位数の1.8%加算 ※区分支給限度基準額の算定対象外

(2) 交通費

上記5に示す通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、

- ・のなみ訪問看護ステーションから片道6kmまで無料
  - ・のなみ訪問看護ステーションから片道7kmまで1,500円
  - ・のなみ訪問看護ステーションから片道8km以上は1km毎250円加算
- ※例1：6.1km～7km=1,500円 ※例2：7.1km～8km=1,750円

(3) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。 ※ 誠に恐縮ではありますが、お茶・お菓子など心遣いをご遠慮ください。

4) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17：00までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日17：00までに連絡がなかった場合	2000円

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連 絡 先	052-895-5806
-------	--------------

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事務所の職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の取り扱いについて」厳守し適切な取り扱いに努め、また、知り得た秘密について在職中はもちろん、退職後も漏らすことはしません。

8 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する担当責任者  
医療安全管理委員長 法人事務長 藤本隆浩  
のなみ訪問看護ステーション 管理者 石川美保
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及します
- (5) 虐待防止のための指針を作成します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を致しません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対し危険が及ぶ事が考えられるときは、利用者に同意を得たうえで、次に上げることに留意して、必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は身体拘束を行なった日時、理由及び対応について記録を行ないます。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

- (1) 緊急性：ただちに身体拘束行なわなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶと考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- 一時性：利用者本人または他人生命・身体に対して危険が及ぶ事が無くなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

## 10 ハラスメント行為について

利用者または家族から以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は法人として審査し契約を解除する場合があります。

- ・身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求  
(物を投げつける、刃物をむける、蹴られる、サービス提供中の喫煙等)

## 11 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記主治医、ご家族の他、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	氏名	
	電話	
	住所	

ご家族	氏名	
	電話	
	住所	

## 12 その他運営に関する重要事項

### 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	のなみ訪問看護ステーション (月曜日から土曜日・午前8時30分から午後5時30分) <b>電話 052-895-5806</b> <b>責任者 石川 美保</b>
----------------	---

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

名古屋市天白区役所	介護保険課 (平日・午前9時から午後5時) <b>電話 052-807-3897</b>
名古屋市役所	健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 (平日・午前9時から午後5時) <b>電話 052-959-3087</b>
県国民健康保険団体 連合会(国保連)	苦情相談窓口 (平日・午前9時から午後5時) <b>電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870</b>
社会福祉法人名古屋 市社会福祉協議会	福祉サービス苦情相談センター (平日・午前9時から12時、午後1時～5時) <b>電話 052-910-7976 FAX 052-910-7877</b>

以上